

丸亀市の後援について

各種イベントや事業などを行うにあたり、「丸亀市」の後援名義使用を希望される主催団体は、イベント開催日・事業開始日の1ヶ月前までに、下記の必要書類を担当課へ提出してください。なお、承諾にあたっては、下記の承諾条件により判断いたします。

また、物的及び人的支援（例えば、施設などの使用料免除や職員の派遣）は行いませんので、あらかじめご了承ください。

「必要書類」各1部

- ・ 後援申請書
- ・ 主催団体の概要がわかる資料（規約など）
- ・ イベント、事業などの概要がわかる資料（パンフレットなど）
- ・ その他必要に応じて別途資料の提出をお願いする場合があります。

「承諾条件」

下記のいずれにも該当する必要があります。

- ・ 公共の福祉の増進及び地域の発展に寄与するもの
- ・ 公共性を有するもの
- ・ 営利を目的としないもの
- ・ 特定の政党もしくは政治団体または特定の宗教の活動でないもの
- ・ 特定の主義主張の浸透を図ることを目的としないもの
- ・ 事業の参加者に対して過重の負担を負わせないもの
- ・ 行政運営に支障をきたさないもの

後援名義の使用を承諾したときは、申請者に「後援承諾書」を送付します。